

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）</p> <p>第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投</p>	<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）</p> <p>第九条の三 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投</p>

資口をいう。以下同じ。)の分割(以下この号において「株式分割等」という。)、株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は剰余金の配当を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は剰余金の配当により割り当てられた株式(剰余金の配当の場合にあっては、その剰余金の配当の直前において当該有価証券の発行者の子会社(同法第二条第三号に規定する子会社をいう。第二十三条第一号ホ、第三十条第一項第六号の二及び第四十九条第一項第一号ハにおいて同じ。)であった会社の株式に限る。)、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権(外国におけるこれに相当するものを含む。)、及び投資口(以下この号において「株式等」という。)の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

「イ」チ 略

「十三」三十六 略

「2・3 略」

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三条 上場等株券等の発行者が次に掲げる方法により、会社法第百五十六条第一項(同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替え

資口をいう。以下同じ。)の分割(以下この号において「株式分割等」という。)、株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権(外国におけるこれに相当するものを含む。)、及び投資口(以下この号において「株式等」という。)の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

「イ」チ 同上

「十三」三十六 同上

「2・3 同上」

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三条 「同上」

て適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合には、第十七条から第二十条までの規定は適用しない。

一 取引所金融商品市場における上場等株券等の買付け等（次号に規定する上場等株券等の買付け等を除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

「イ」ニ 略」

ホ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け（当該上場等株券等の発行者又はその子会社若しくは関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十九条第一項第一号ハにおいて同じ。）に対する役務の提供の対価として個人に対して行うものを除く。以下この条において同じ。）又はその委託等を行うことについての決定をした場合において、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。

二 取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

「イ」ニ 略」

ホ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上

一 「同上」

「イ」ニ 同上」

「号の細分を加える。」

二 「同上」

「イ」ニ 同上」

「号の細分を加える。」

場等株券等の発行者の業務執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決定をした場合にあっては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。

三 店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等（次号に規定する上場等株券等の買付け等を除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

〔イ〕ニ 略〕

ホ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決定をした場合にあっては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。

四 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

〔イ〕ニ 略〕

ホ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決定をした

三 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

四 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

場合にあつては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該市場等株券等の買付け等を行わないこと。

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二十四条 法第六十三條第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 「略」

二 有価証券関連業(法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九條第一項第十四号ロ(1)及び第六十二條第一項第二号において同じ。)を行う者が有価証券の引受け(法第二條第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 「略」

(報告書の提出を要しない場合)

第三十條 法第六十三條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等の被支配会社等

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二十四條 「同上」

一 「同上」

二 有価証券関連業(法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九條第一項第十四号ロ(1)及び第六十二條第二号において同じ。)を行う者が有価証券の引受け(法第二條第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 「同上」

(報告書の提出を要しない場合)

第三十條 「同上」

一 「同上」

二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直

(定義府令第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。以下同じ。)の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けしていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拋出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。)

〔三〇六 略〕

六の二 上場会社等(上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。)の資産運用会社又はその特定関係法人(法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社に該当する会社を含む。以下同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拋出金額が二百万円に満たない場合に限る。)

接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けしていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拋出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。)

〔三〇六 同上〕

六の二 上場会社等(上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。)の資産運用会社又はその特定関係法人(法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社(会社法第二十九条第一項第一号ハ、第五十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。)に該当する会社を含む。以下同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拋出金

〔七〇十五 略〕

〔項を削る。〕

2|| 前項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のい

れかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一|| 被支配会社等

〔二・三 略〕

（特定組合等の組合員に係る売買に関する報告）

第四十条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第六十五條の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等の被支配会社等の役員又は従業員を含む。以下この号において同じ。）であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限

額が二百万円に満たない場合に限る。）

〔七〇十五 同上〕

2|| 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

3|| 第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のい

ずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一|| 関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二條第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十九條第一項第一号ハ、第五十九條第三項第一号及び第六十三條第三項第一号において同じ。）

〔二・三 同上〕

（特定組合等の組合員に係る売買に関する報告）

第四十条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号において同じ。）であり、共同して当該上場会社等の株

る。以下この号及び次号において同じ。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）又は当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の株券の売付け（当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券（同法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。）の売付けに限る。）を行った場合）

三 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）又は当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の売付け（当該特定組合等を脱退する各組合員の持

券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。次号において同じ。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

三 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

分に係る当該上場会社等の株券（会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。）の売付けに限る。）を行った場合

四 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の関係会社の役員又は従業員であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）又は当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の株券の売付け（当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券（会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。）の売付けに限る。）を行った場合

五 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者と

四 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の関係会社の役員又は従業員であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。次号において同じ。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

五 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者と

する信託財産とが合同して運用される場合に限る。)又は当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券(会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。))の売付けに限る。)を行った場合

六 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者(当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者(法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。))をいう。以下この号において同じ。))であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。))又は当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券(会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。))の売付けに限る。)を行った場合

〔七十三 略〕

する信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

六 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者(当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者(法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。))をいう。以下この号において同じ。))であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。))

〔七十三 同上〕

「項を削る。」

5|| 前項第四号に規定する関係会社とは、第三十条第二項各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 法第六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等の被支配会社等の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該上場会社等が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従

5|| 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

6|| 第四項第四号に規定する関係会社とは、第三十条第三項各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 「同上」

「一〇三 同上」

四 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該上場会社等が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場

い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回家たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

〔五〇十四 略〕

〔項を削る。〕

2|| 前項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一|| 被支配会社等

〔二・三 略〕

（公開買付け等事実に係る軽微基準）

第六十二条 法第六十七條第二項ただし書に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実（同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。第六十三條第一項において同じ。）のうち令第三十一條に規定する買集め行為に係るものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該買集め行為により各年において買い集める株券等（令第三十一條に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権（法第二十九條の四

合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回家たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

〔五〇十四 同上〕

2|| 前項第四号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

3|| 第一項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一|| 関連会社

〔二・三 同上〕

（公開買付け等事実に係る軽微基準）

第六十二条 〔同上〕

一 当該買集め行為により各年において買い集める株券等（令第三十一條に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権（法第二十九條の四

第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 「略」

三 次に掲げる者（株券等を買集める者（その者と共同して買集める者がいる場合には、当該共同して買集める者を含む。以下この号において同じ。）との間で、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等を買集めた後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者に限る。）を相手方として行うものに係ること。

イ 株券等を買集める者である個人（その配偶者並びに一親等内の血族及び姻族を含む。以下この条において同じ。）の被支配人等

ロ 株券等を買集める者である法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）を被支配人等とする個人

2

個人とその被支配人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。次項において「対象議決権」という。）を自己又は他人の名義を

第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 「同上」

「号を加える。」

「項を加える。」

もつて保有する場合には、当該他の法人等は、当該個人の被支配法人等とみなして、前項第三号及びこの項の規定を適用する。

3|| 第一項第三号及び前項の「被支配法人等」とは、個人が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもつて保有する場合における当該他の法人等をいう。

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七条第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

【一〇三 略】

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者の被支配会社等の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、

「項を加える。」

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 【同上】

【一〇三 同上】

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取

<p>当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）</p> <p>〔五〇十四 略〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>2 前項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。</p> <p>一 被支配会社等</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>引業者に委託等をして行う場合に限る。）であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）</p> <p>〔五〇十四 同上〕</p> <p>2 前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該発行者の子会社に該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。</p> <p>3 第一項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。</p> <p>一 関連会社</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	